

裏面白紙

139

45
六

六三

昭和二十三年六月十九日

第一部長 吉田 経理課長 戸川 調

總務課長 山本 尚

長官 茂伸

(總理廳官房)

内閣總理大臣

内閣官房次長

會館

總理廳次官

價格差益処理規則(總理廳令)の改正に

關する件

價格差益納付義務ある者が價格差益報告書を提出せず又は提出した報告書が不當であると認められるときは、物價廳長官又は地方物價事務局長はその調査に基づき差益額を決定する必要があるのに鑑み別紙案により價格差益処理規則を改正して差支えないかお伺いする。

裏面白紙

物價局

昭和二十三年六月 日

物價廳長官 栗 楠 起 夫

内閣總理大臣 芦 田 周 殿

上 申 書

價格差益処理規則の一部改正について、別紙案により總理廳令の公布を願いたい。

◎ 無理處令第三十号

價格差益処理規則の一部を次のようにより改正する。

↑昭和二十三年六月三日

内閣総理大臣 芦田 均

第四條の次に左の一條を加え、第五條を第六條にし、第六條を削

第五條 物價廳長官ハ第三條ノ報告ニ依リ報告ナキトキ又ハ報告ヲ不相~~富~~ト認ムルトキヘ其ノ調査ニ依リ前條ノ差益ノ決定ヲ~~島ス~~第~~六~~條中「前條」を「第四條」に改め、同條を第六條下改め。

第十條中「第五條」を「第六條」に改め、第二号の次に左の一號を加え、第三号以下を順次一號ずつ譲下げる。

三 第五條ノ決定ヲ~~島ス~~コト

附 則

この命令は、公布の日から、これを施行する。

裏面白紙

193

物價廳

改正理由

價格差益納付義務ある者が價格差益報告書を提出せず又は提出した報告書が不适当であると認められるときは、物價廳長官又は地方物價事務局長は其の調査に基き差益額を決定する必要があるからである。